

令和4年矢板市議会定例会

第383回定例会議

議 案 書

令和4年12月

矢 板 市

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 2 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第7号

矢板市景観条例の制定について

矢板市景観条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、良好な景観を次世代に継承するとともに、本市の特性を活かした魅力ある景観まちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

3 市は、公共施設の整備をするときは、良好な景観形成に先導的な役割を果たさなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観まちづくりの主体であることを認識し、本市の良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観まちづくりに自ら

努めるとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の変更の手続)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定により市で定めた景観計画（以下「景観計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ矢板市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観形成重点区域の指定)

第7条 市長は、景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち次の各号のいずれかに該当する地域で、重点的に景観形成を推進する必要があると認められるものについて、景観形成重点区域（以下この条において「重点区域」という。）として指定することができる。

- (1) 本市の象徴的な景観又は地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- (2) 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
- (3) 市民又は事業者の発意により、継続的に景観まちづくりを進める地域

2 市長は、重点区域の区域内における景観形成の目標、制限される行為及びその基準その他必要な事項を定めることができる。

3 市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする地域の住民及び事業者の意見を聴いた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、重点区域を指定したときは、これを告示するものとする。

5 前2項の規定は、重点区域の指定の変更又は解除について準用する。

(景観計画への適合)

第8条 景観計画区域内で法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（次条において「届出行為」という。）をしようとする者は、当該行為が景観計画の内容に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第9条 届出行為のうち次に掲げる行為をしようとする者は、その内容についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(1) 高さが13メートルを超える建築物又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）

(2) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当する工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺景観に与える影響が大きいと市長が認める行為

2 前項の規定による協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をする日の30日前までに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により協議した場合において、当該協議に係る行為が法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定めた制限（以下「景観形成基準」という。）に適合しないと認めるときは、当該協議の相手方に対し、当該協議に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置（以下「措置」という。）をとるよう助言し、又は指導することができる。

(行為の完了等の届出)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(添付図書)

第11条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観形成基準についての対応を記載した書面その他規則で定める図書とする。

（助言、指導及び勧告）

第12条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し、措置をとるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定により助言又は指導をした場合において、当該助言又は指導をされた者が当該助言又は指導に係る行為に関し、措置をとらなかったとき、又は措置をとったにもかかわらず、景観形成基準に適合しなかったときは、当該助言又は指導をされた者に対し、法第16条第3項の規定による勧告（以下「勧告」という。）をすることができる。

3 市長は、勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

（公表）

第13条 市長は、前条第2項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告の内容等を公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明その他意見陳述の機会を設けるとともに、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（届出を要しないその他の行為）

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下の建築物の建築等
- (2) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当する工物の建設等
- (3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）のうち開発区域（同条第13項に規定する開発区域をいう。）の面積が別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当するもの
（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

- 2 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

（適合通知）

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物）

第17条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木)

第18条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(管理協定の締結等)

第19条 市長は、法第36条第1項の規定により協定を締結しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(景観まちづくり団体)

第20条 市長は、景観形成の推進を目的として活動する団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、当該団体を景観まちづくり団体として認定することができる。

2 市長は、景観まちづくり団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定により景観まちづくり団体を認定し、又は前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(支援)

第21条 市長は、協働による景観まちづくりを推進するために、次に掲げるものに対し、技術的助言、助成その他必要な支援を予算の範囲内において行うことが

できる。

- (1) 景観まちづくり団体
- (2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者
- (3) 景観形成の推進に努めるもので規則で定めるもの
(審議会)

第22条 市長の諮問に応じ、次に掲げる景観形成に関する事項を調査審議するため、審議会を設置する。

- (1) この条例の規定により意見を聴くこととされた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観形成の推進に関し必要な事項

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）第20条の規定によりなされた届出のうち当該届出に係る行為が次の各号のいずれにも該当するものについては、法第16条第1項又は第2項の規定による届出とみなす。

- (1) 景観計画区域内で行われるもの
- (2) 着手予定日が令和5年4月30日以前のもの

3 この条例の施行の際現に景観計画区域内で行うことを予定している行為のうち、

次の各号のいずれにも該当するものについては、第14条に規定する行為とみなす。

- (1) 栃木県景観条例第2条第3号に規定する大規模行為に該当しないもの
- (2) 着手予定日が令和5年4月30日以前のもの

別表第1（第9条関係）

区 分	規 模
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが5メートルを超えるもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが15メートルを超えるもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さが20メートルを超えるもの
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
観覧車、飛行塔、コースター、	高さが15メートルを超えるもの又は築

<p>ウォーターシュート、メリーゴーラ ウンドその他これらに類する遊戯施 設</p>	<p>造面積が1,000平方メートルを超え るもの</p>
<p>アスファルトプラント、コンクリー トプラント、クラッシャープラント その他これらに類する製造施設</p>	
<p>ガス、石油、穀物、飼料その他これ らに類するものを貯蔵し、又は処理 する施設</p>	
<p>自動車車庫の用に供する施設</p>	
<p>汚物処理施設、ごみ焼却施設その他 これらに類する施設</p>	
<p>再生可能エネルギーに関連する自立 型の構造物</p>	<p>(1) 高さが5メートルを超えるもの又は 区域面積が1,000平方メートルを 超えるもの（山地・丘陵地景観ゾーン （景観計画において定める山地・丘陵 地景観ゾーンをいう。以下同じ。）内 で建設等を行う工作物に限る。）</p> <p>(2) 高さが5メートルを超えるもの又は 区域面積が5,000平方メートルを 超えるもの（山地・丘陵地景観ゾーン 内で建設等を行う工作物を除く。）</p>

別表第2（第14条関係）

区 分	規 模
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが15メートル以下のもの
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント	

その他これらに類する製造施設	
ガス、石油、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵し、又は処理する施設	
自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する施設	
再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	<p>(1) 高さが2メートル以下で、かつ、区域面積が500平方メートル以下のもの（山地・丘陵地景観ゾーン内で建設等を行う工作物に限る。）</p> <p>(2) 高さが2メートル以下で、かつ、区域面積が1,000平方メートル以下のもの（山地・丘陵地景観ゾーン内で建設等を行う工作物を除く。）</p>

別表第3（第14条関係）

区 分	規 模
山地・丘陵地景観ゾーン	区域面積が1,000平方メートル以下のもの
山地・丘陵地景観ゾーンを除く景観計画区域	区域面積が3,000平方メートル以下のもの

議案第 8 号

矢板市職員の定年等に関する条例の全部改正について

矢板市職員の定年等に関する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の定年等に関する条例

矢板市職員の定年等に関する条例（昭和59年矢板市条例第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 法第28条の6第1項の条例で定める日は、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）とする。

（定年）

第3条 法第28条の6第2項の条例で定める定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が法第28条の6第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場

合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第8条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条例第10号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項の条例で定める管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延

長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると

認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者で

あるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第13条及び第14条の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における改正後の矢板市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の矢板市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第

1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。) が施行日以後に到来する職員 (以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。) について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日 (施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年 (新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。) が基準日の前日における新条例定年 (基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年 (旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)) を超える職 (基準日における新条例定年が新条例第 3 条第 1 項に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、地方公務員法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。) 附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年 (基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年) に達している職員 (当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員) を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に令和3年改正法による改正前の法（以下この項において「旧地方公務員法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（旧地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢

到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に令和3年改正法による改正後の法（以下「新地方公務員法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第

6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合（次項及び附則第7条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤

務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧

条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務

員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職

に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第12条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律に

より任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢)

第13条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(委任)

第14条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

議案第9号

矢板市行政組織条例の一部改正について

矢板市行政組織条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市行政組織条例の一部を改正する条例

矢板市行政組織条例（平成 22 年矢板市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び事務所を置く。</p> <p>総合政策部</p> <p>総務部</p> <p>健康福祉部</p> <p>市民生活部</p> <p><u>経済部</u></p> <p><u>建設部</u></p> <p>上下水道事務所</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び事務所を置く。</p> <p>総合政策部</p> <p>総務部</p> <p>健康福祉部</p> <p>市民生活部</p> <p><u>経済建設部</u></p> <p>_____</p> <p>上下水道事務所</p>

別表経済建設部の項を次のように改める。

経済部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業及び水産に関すること。 (2) 林業に関すること。 (3) 商業、工業及び労働に関すること。 (4) 観光に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路及び河川に関すること。 (2) 建築及び住宅政策に関すること。 (3) 都市計画に関すること。 (4) 公園及び緑地に関すること。 (5) 土地区画整理に関すること。 (6) 地籍調査に関すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第10号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(7)</u> 略</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 男女の別</u></p> <p><u>(5)～(8)</u> 略</p>
<p>(印鑑登録原票登録事項の修正)</p> <p>第11条 市長は、第5条第2項各号（<u>第6号</u>を除く。）の登録事項について変更があることを知つたときは、職権で当該事項を修正することができる。</p>	<p>(印鑑登録原票登録事項の修正)</p> <p>第11条 市長は、第5条第2項各号（<u>第7号</u>を除く。）の登録事項について変更があることを知つたときは、職権で当該事項を修正することができる。</p>

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 略

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第5条第2項第3号から第7号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、この写しが登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

4 略

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 略

2 略

3 前項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている第5条第2項第3号から第8号までに掲げる事項について電子計算機により出力し、この写しが登録されている印影と相違ないことを証明する方法により作成するものとする。

4 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>

る。 (1)～(4) 略	る。 (1)～(4) 略
-----------------	-----------------

第2条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 2 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第13号

矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正等について

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(昇給の基準)	(昇給の基準)
第4条 略	第4条 略
2・3 略	2・3 略
4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前において市規則で定める日以前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前において市規則で定める日以前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
5 略	5 略
6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成	6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成

績に応じて市規則で定める基準に従い
決定するものとする。

7～9 略

10 地方公務員法第22条の4第3項

に規定する定年前再任用短時間勤務職
員（以下「定年前再任用短時間勤務職
員」という。）の給料月額は、当該定
年前再任用短時間勤務職員に適用され
る給料表の定年前再任用短時間勤務職
員の欄に掲げる基準給料月額のうち、
第2項の規定により当該定年前再任用
短時間勤務職員の属する職務の級に応
じた額に、休暇等条例第2条第3項の
規定により定められた当該定年前再任
用短時間勤務職員の勤務時間を同条第
1項に規定する勤務時間で除して得た
数を乗じて得た額とする。

績に応じて市規則で定める基準に従い
決定するものとする。

7～9 略

10 地方公務員法第28条の4第1

項、第28条の5第1項又は第28条
の6第1項若しくは第2項の規定によ
り採用された職員（以下「再任用職
員」という。）の給料月額は、行政職
給料表の再任用職員の欄に掲げる給料
月額のうち、その者の属する職務の級
に応じた額とする。

第4条の2 再任用職員で地方公務員法

第28条の5第1項に規定する短時間
勤務の職を占めるもの（以下「再任用
短時間勤務職員」という。）の給料月
額は、前条第10項の規定にかかわら
ず、同項の規定による給料月額に、休

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の

暇等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(通勤手当)

第10条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関_____」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の

用具で市規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」と

用具で市規則の定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」と

いう。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機

いう。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機

関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,0

等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下_____「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下_____同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,0

00円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ

00円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

4～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ

100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条の

100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、休暇等条例第5条の規定により、あらかじめ休暇等条例第3条第2項又は第4条の

規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、38時間45分。以下この項から第5項までにおいて「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する市規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全

規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（再任用短時間勤務職員にあつては、38時間45分。以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務の時間（前項に規定する市規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全

時間に対して、第1項_____

_____及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 1
00分の150（その勤務が午後1
0時から翌日の午前5時までの間で
ある場合には、100分の175）

(2) 略

5 休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの

時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

_____及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 1
00分の150（その勤務が午後1
0時から翌日の午前5時までの間で
ある場合は_____、100分の175）

(2) 略

5 休暇等条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの

給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 略

6 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつて

給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は__、100分の175）から第1項に規定する市規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は__、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 略

6 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項__において「特定幹部職員」という。）にあつて

は、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これら

は、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これら

の基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に1

の基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつ

00分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第20条の2 第4条第3項から第9項まで及び第9条から第10条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1・2 略

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額

ては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

（再任用職員についての適用除外）

第20条の2 第9条から第10条の2までの規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1・2 略

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 矢板市職員の定年等に関する条例(令和4年矢板市条例第 号。以下この項において「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等を

された日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定によ

り当該職員の属する職務の級における
最高の号給の給料月額を超える場合に
おける前項の規定の適用については、
同項中「基礎給料月額と特定日給料月
額」とあるのは、「第4条第2項の規
定により当該職員の属する職務の級に
おける最高の号給の給料月額と当該職
員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の
適用を受ける職員（附則第3項の規定
の適用を受ける職員に限り、附則第5
項に規定する職員を除く。）であつ
て、同項の規定による給料を支給され
る職員との権衡上必要があると認めら
れる職員には、当分の間、当該職員の
受ける給料月額のほか、市規則で定め
るところにより、前2項の規定に準じ
て算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給
料を支給される職員以外の附則第3項
の規定の適用を受ける職員であつて、
任用の事情を考慮して当該給料を支給
される職員との権衡上必要があると認
められる職員には、当分の間、当該職

員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第2（第3条の2関係）

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
略	
4級	副主幹又は専門官の職務
5級	主幹又は調整官の職務
略	

別表第2（第3条の2関係）

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
略	
4級	副主幹_____の職務
5級	主幹_____の職務
略	

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定 年 前 再 任 用	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円

短 時 間 勤 務 職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
---------------------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民</p>

法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。））、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（平成17年矢板市条例第2号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分

法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。））、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（平成17年矢板市条例第2号）第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が職員の高齢者部分

休業に関する条例（平成17年矢板市条例第3号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（矢板市職員の定年等に関する条例（令和4年矢板市条例第
号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間

休業に関する条例（平成17年矢板市条例第3号）第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（矢板市職員の定年等に関する条例（昭和59年矢板市条例第2
号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間

(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第19条 第5条、第5条の2及び第6条の2の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年矢板市条例第5号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員には適用しない。

(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第19条 第5条、第5条の2及び第6条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年矢板市条例第5号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1 略

2 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。

4 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

附 則

① 略

れる職員には、当分の間、当該職員の
受ける給料月額のほか、管理者が定め
るところにより、同項の規定に準じて
算出した額を給料として支給する。

5 前2項の規定による給料を支給され
る職員以外の附則第2項の規定の適用
を受ける職員であつて、任用の事情を
考慮して当該給料を支給される職員と
の権衡上必要があると認められる職員
には、当分の間、当該職員の受ける給
料月額のほか、管理者が定めるところ
により、前2項の規定に準じて算出し
た額を給料として支給する。

6 附則第2項から前項までに定めるも
ののほか、附則第2項の規定による給
料月額、附則第3項の規定による給料
その他附則第2項から前項までの規定
の施行に関し必要な事項は、管理者が
定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年矢板市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与 条例第10条の3第2項第2号及び第 13条第2項の規定の適用について は、給与条例第10条の3第2項第2 号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」 とあるのは「一般職の任期付職員の採 用及び給与の特例に関する条例（平成 17年矢板市条例第5号）第4条の規 定により任期を定めて採用された短時 間勤務職員（以下「任期付短時間勤務 職員」という。）」と、給与条例第1 3条第2項中「<u>定年前再任用短時間勤 務職員</u>」とあるのは、「任期付短時間 勤務職員」とする。</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与 条例第10条の3第2項第2号及び第 13条第2項の規定の適用について は、給与条例第10条の3第2項第2 号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」 とあるのは「一般職の任期付職員の採 用及び給与の特例に関する条例（平成 17年矢板市条例第5号）第4条の規 定により任期を定めて採用された短時 間勤務職員（以下「任期付短時間勤務 職員」という。）」と、給与条例第1 3条第2項中「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」とあるのは、「任期付短時間 勤務職員」とする。</p>

（矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 矢板市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年矢板市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(任命権者の報告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>
---	---

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の</p>

法律により任期を定めて任用される
職員_____

(2) 略

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第
261号)第22条に規定する条件
付採用になっている職員(市規則で
定める職員を除く。)

(4) 矢板市職員の定年等に関する条例
(令和4年矢板市条例第 号)第
4条第1項の規定により引き続いて
勤務させることとされ、又は同条第
2項の規定により期限を延長するこ
ととされている職員

(5) 矢板市職員の定年等に関する条例
第9条第1項から第4項までの規定
により異動期間(これらの規定によ
り延長された期間を含む。)を延長
された管理監督職を占める職員

(6) 略

3 略

法律により任期を定めて任用される
職員(地方公務員法(昭和25年法
律第261号)第28条の4第1項
又は第28条の6第1項の規定によ
り採用される職員を除く。)

(2) 略

(3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件
付採用になっている職員(市規則で
定める職員を除く。)

(4) 矢板市職員の定年等に関する条例
(昭和59年矢板市条例第2号)第
4条第1項の規定により引き続いて
勤務させることとされ、又は同条第
2項の規定により期限を延長するこ
ととされている職員

(5) 略

3 略

<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）であって、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、<u> </u>期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）であって、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当<u> </u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>
--	---

(矢板市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 矢板市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年矢板市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日に受ける給料</u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第13条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下_____給料（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）第13条に規定する時間外勤務手当に相当する額を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。</p>
--	---

(矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 地方公務員法第22条の4第1項又	3 地方公務員法第28条の4第1項、

は第22条の5第1項若しくは第2項
_____の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日

第28条の5第1項又は第28条の6
第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4・5 略

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日

間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 略

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容

間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3・4 略

第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容

に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度(以下「年度」という。)ごとにお

に従った週休日、再任用短時間勤務職員____及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員____及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度(以下「年度」という。)ごとにお

ける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で市規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2～4 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長が定める基準に従い、任命権者が定める。

ける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を越えない範囲内で市規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2～4 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して市長が定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年矢板市条例第3号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、高年齢として第3項に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が<u>同項</u>に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（<u>矢板市職員の定年等に関する条例（令和4年矢板市条例第 号）第2条に規定する定年退職日をいう。</u>）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 任命権者は、高年齢として第3項に規定する年齢に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が<u>第3項</u>に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（<u>矢板市職員の定年等に関する条例（昭和59年矢板市条例第2号）第2条に規定する定年退職日をいう。</u>）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2・3 略</p>

(矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>矢板市職員の定年等に関する条例(令和4年矢板市条例第 号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>矢板市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>矢板市職員の定年等に関する条例(昭和59年矢板市条例第2号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 矢板市職員の定年等に関する条例

第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第4条	略	略
第5項及び第6項		

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第4条	略	略
第5項及び第6項		

			第4条	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第10条の3第2項第2号	定年前 再任用 短時間 勤務職員	略	第10項	再任用 短時間 勤務職員	略
第13条第1項	略	略	第13条第1項	略	略
			第13条第4項	第2項	矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号。以下「 <u>育児休業条例</u> 」という。）第17条
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>矢板市職員の育児休業等に関する条例</u> （平成4年矢板市	第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u>

条例第3号) 第1

7条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

第1

7条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

		125) を減じた割合を乗じて得た額とする
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条の3第2項第2号	定年前 再任用 短時間 勤務職員	略
第13条第1項	略	略

		125) を減じた割合を乗じて得た額とする
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条の3第2項第2号	再任用 短時間 勤務職員	略
第13条第1項	略	略
第13	第2項	矢板市職員の育児

			<u>条第4項</u>		<u>休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第17条</u>
第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）第20条の規定により読み替えられた同項</u> ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額	第13条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が <u>育児休業条例</u> 第20条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第16条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額

		に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする			に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
<u>第20条の2</u>	<u>第4条第3項から第9項まで及び第9条</u>	<u>第9条</u>	<u>第20条の2</u>	<u>再任用職員</u>	<u>任期付短時間勤務職員</u>
	<u>定年前再任用</u>	<u>任期付短時間勤務職員</u>			

短時間

勤務職

員

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員
とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤
務時間を考慮して市規則で定める非
常勤職員以外の非常勤職員（地方公
務員法第22条の4第1項に規定す
る短時間勤務の職を占める職員（以
下「定年前再任用短時間勤務職員
等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19
条第1項に規定する部分休業をいう。
以下同じ。）の承認は、休暇等条例第
6条第4項に規定する正規の勤務時間

(部分休業をすることができない職員)

第21条 育児休業法第19条第1項の
条例で定める職員は、次に掲げる職員
とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤
務時間を考慮して市規則で定める非
常勤職員以外の非常勤職員（地方公
務員法第28条の5第1項に規定す
る短時間勤務の職を占める職員（以
下「再任用短時間勤務職員等
__」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19
条第1項に規定する部分休業をいう。
以下同じ。）の承認は、休暇等条例第
6条第4項に規定する正規の勤務時間

(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等____を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第10条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年矢板市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定によ</p>

<p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員 (<u>市規則</u>で定める職員を除く。)</p> <p>(4) <u>矢板市職員の定年等に関する条例</u> (令和4年矢板市条例第 _____ 号) 第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>矢板市職員の定年等に関する条例</u> 第9条第1項から第4項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された<u>管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>	<p><u>り採用された者を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 _____ 第22条に規定する条件付採用になっている職員 (<u>市規制</u>で定める職員を除く。)</p> <p>(4) <u>矢板市職員の定年等に関する条例</u> (昭和59年矢板市条例第2号) 第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p>
--	---

(単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和54年矢板市条例第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（平成</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が職員の修学部分休業に関する条例（平成</p>

17年矢板市条例第2号)第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第3号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(矢板市職員の定年等に関する条例(令和4年矢板市条例第号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の

17年矢板市条例第2号)第2条第3項各号に規定する教育施設における修学のため、同条第4項に規定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年矢板市条例第3号)第2条第3項に規定する年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(矢板市職員の定年等に関する条例(昭和59年矢板市条例第2号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者で負傷、疾病又は老齢により市長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、市長が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の

継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条の2 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2

継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（再任用職員等についての適用除外）

第19条の2 第4条及び第5条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条

項 _____ の規定によ り採用された職員には適用しない。	の6第1項若しくは第2項の規定によ り採用された職員には適用しない。
2 略	2 略

(矢板市職員の降給に関する条例の一部改正)

第12条 矢板市職員の降給に関する条例（平成28年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員に意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに <u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行すること</u> となった場合において、降格すること</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員に意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員に意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。） _____ _____ _____ _____ _____</p>

をいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し_____、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) 略

附 則

1 略

2 矢板市職員の給与に関する条例附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに矢板市職員の給与に関する

_____とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された_____場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1)・(2) 略

附 則

① 略

る条例附則第3項の規定による降給とする」とする。

3 第5条の規定は、矢板市職員の給与に関する条例附則第3項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(矢板市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 矢板市職員の再任用に関する条例（平成12年矢板市条例第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第3項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（改正法による改正後の地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される矢板市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される矢板市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の3第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第9条から第10条の2までの規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

- 2 矢板市職員の定年等に関する条例（令和4年矢板市条例第 号）附則第3条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、同条例による改正前の矢板市職員の定年等に関する条例（昭和59年矢板市条例第2号。以下「旧定年条例」という。）第4条第2項の規定により期限を延長することとされ

ている職員とみなして、第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 第10条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

2 矢板市職員の定年等に関する条例（令和4年矢板市条例第 号）附則第3条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、旧定年条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第10条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の規定を適用する。

(単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第14号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在	(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在

<p>(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900

7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600

	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
用職	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	

員 以 外 の 職 員	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			

	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 矢板市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員</p>

<p>の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	<u>376,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	<u>375,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

6	710,000	6	710,000
---	---------	---	---------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 164,100	円 204,200	円 230,900	円 259,800	円 277,900

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 略	第10条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与	2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与

条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165_____」とする。

条例第19条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定（同号に掲げる規定を除く。） 令和4年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定 令和4年12月1日
(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第15号

矢板市立図書館設置条例の一部改正について

矢板市立図書館設置条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市立図書館設置条例の一部を改正する条例

矢板市立図書館設置条例（平成19年矢板市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料（図書、記録、新聞、雑誌、行政資料、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料をいう。<u>以下同じ。</u>）の収集、整理及び保存</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡<u>及び協力並びに</u>図書館資料の貸借</p> <p>(8) 略</p> <p>(休館日)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 図書館は、法第3条の規定に基づき、次の事業を行う。</p> <p>(1) 図書館資料（図書、記録、新聞、雑誌、行政資料、郷土資料、視聴覚資料その他必要な資料をいう_____。）の収集、整理及び保存</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 他の図書館、学校、公民館、研究所等との連絡、<u>協力及び</u>図書館資料の貸借</p> <p>(8) 略</p> <p>(休館日)</p>

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 資料整理日 毎月第3火曜日

2 略

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 略

2 略

3 指定管理者に第1項に規定する業務を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用について、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とし、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 略

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 略

2 略

3 指定管理者に第1項に規定する業務を行わせる場合における第6条、第7条及び第8条の規定の適用について、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とし、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号

矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

矢板市子ども医療費助成に関する条例（平成15年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u>～<u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（<u>付加給付</u>等があるときは、その額を控除した額）をいう。</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2</u> <u>この条例において、「未就学児」とは、出生した日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p><u>3</u>～<u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（<u>附加給付</u>等があるときは、その額を控除した額）をいう。</p> <p><u>7</u> 略</p>

(現物給付による 助成)

第4条 市長は、 対象の子どもが県内の医療機関等で保険給付を受けた場合には、当該医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、当該医療機関等が当該助成対象者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

2 略

(償還払による 助成)

第5条 市長は、 対象の子どもが県外の医療機関等で保険給付を受けた場合には、当該助成対象者に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該助成対象者の申請に基づき助成するものとする。

(未就学児の対象のこどもに係る 助成)

第4条 市長は、未就学児の対象の子どもが 保険給付を受けた場合には、 医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、 医療機関等が 助成対象者から一部負担金等の支払いを受けている場合は、この限りでない。

2 略

(未就学児以外の対象のこどもに係る 助成)

第5条 市長は、未就学児以外の対象の子どもが 保険給付を受けた場合には、 助成対象者に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、 助成対象者の申請に基づき助成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

議案第17号

矢板市立図書館の指定管理者の指定について

矢板市立図書館の指定管理者について、次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 矢板市立図書館 |
| 2 指定管理者となる団体 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一文子 |
| 3 指定の期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 4 指定管理料の額 | 250,000,000円 |